

	地域再生法施行令及び農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令案	新旧対照条文	目次
○	地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）（抄）	1
○	農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）（抄）	2

改正案	現行
<p>（住宅団地再生を図るために必要な施設に関する技術的基準）</p> <p>第二十条 法第十七条の四十六の政令で定める技術的基準については、第十四条（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「法第十七条の七第四項の施設又は物件（以下この条において「来訪者等利便増進施設」という。）」とあり、同条第二号中「地上に設ける来訪者等利便増進施設」とあり、及び同条第五号中「来訪者等利便増進施設」とあるのは「法第十七条の三十六第五項第八号に掲げる事項に係る施設」と、同条第二号中「構造は」とあるのは「構造は、集会、展示会その他これらに類する催しに用いるものであつて、容易に移転し、又は除却することができるもの（建築物に該当するものを除く。）とし、かつ」と読み替えるものとする。</p> <p>第二十一条（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>第二十条（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第五十六条の政令で定める業務）</p> <p>第十四条 法第五十六条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のイからトまでに掲げる命令で都道府県機構が定められている場合における当該イからトまでに定める協議において都道府県機構が行う業務</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 地域再生法第十七条の六十四第二項の農林水産省令 同条</p> <p>第一項の協議</p> <p>ハトト （略）</p>	<p>（法第五十六条の政令で定める業務）</p> <p>第十四条 法第五十六条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のイからトまでに掲げる命令で都道府県機構が定められている場合における当該イからトまでに定める協議において都道府県機構が行う業務</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 地域再生法第十七条の五十六第二項の農林水産省令 同条</p> <p>第一項の協議</p> <p>ハトト （略）</p>